証　明　書

　第　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　様

住所（所在地）

氏名（団体名及び代表者名

電話番号（　　　　）　　　　　-　　　　　　番

電子メール

下記の者については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「法」という。）第３条第１項に基づき認定を受ける施設を経営する者として相応しいことを証明します。

記

１　申請者名（法人の場合は法人名）及び住所

（１）申請者

（２）住　所

２　申請者が法人の場合の経営担当役員

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役職 | ﾌﾘｶﾞﾅ氏名 | 生年月日（和暦） | 住所 |
|  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |
|  |

（裏面へ続く）

３　法第３条第５項第３号に規定する、社会的信望を有する者と判断する理由

|  |
| --- |
|  |

【参　考】

|  |
| --- |
| ○　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抄）（平成18年法律第77号（平成24年法律第66号による改正後））（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）第三条　幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合にあっては、都道府県の教育委員会。以下この章及び第四章において同じ。）の認定を受けることができる。２～４　省略５　都道府県知事は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）及び市町村以外の者から、第一項又は第三項の認定の申請があったときは、第一項又は第三項の条例で定める要件に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認定の申請をした者が学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によって、その申請を審査しなければならない。一　省略二 当該申請に係る施設を設置する者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。次号において同じ。）が当該施設を経営するために必要な知識又は経験を有すること。 三　当該申請に係る施設を設置する者が社会的信望を有すること。（以下、省略） |